

「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」等の一部改正について

平成 24 年 12 月 18 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

本協会では、我が国社債市場の活性化を図るため、「社債市場の活性化に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置し、課題の整理、対応策の検討を行い、平成 24 年 7 月 30 日、懇談会報告書「社債市場の活性化に向けた取組み」を取りまとめたところである。

今般、懇談会報告書で掲げられた対応策のうち、「社債の価格情報インフラの整備」の具体的な措置として、社債の取引の報告に係る規定の整備を行うため、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」及び同規則に関する細則の一部を改正することとする。

2. 改正の骨子

- ① 会員による社債の取引報告に係る規定を設ける。（規則第 11 条の 2 第 1 項）
- ② ㈱証券保管振替機構の決済照合システムを利用して約定照合を行う取引については、約定照合のための情報を同システムに送信したことをもって、社債の取引報告を行ったものとみなす。（規則第 11 条の 2 第 2 項）
- ③ 本協会は、会員が決済照合システムに送信した社債の取引に関する情報について、㈱証券保管振替機構から受領する。（規則第 11 条の 2 第 3 項）
- ④ 報告対象の取引等、社債の取引報告に必要な事項を定める。（細則第 6 条）

3. 施行の時期

この改正は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

以 上

「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」の一部改正について

平成 24 年 12 月 18 日
（下線部分変更）

新	旧
<p>（社債の取引の報告）</p> <p>第 11 条の 2 会員は、社債の取引を行った場合は、細則に定めるところにより、本協会に報告するものとする。</p> <p>2 前項の社債の取引について、会員が約定照合のための情報を決済照合システム（株式会社証券保管振替機構の定める「有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則」第 2 条第 1 号に規定する決済照合システムをいう。以下同じ。）に送信したときは、前項の報告を行ったものとみなす。</p> <p>3 本協会は、前項の規定により会員が決済照合システムに送信した社債の取引に関する情報について、株式会社証券保管振替機構から受領する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p>

以 上

